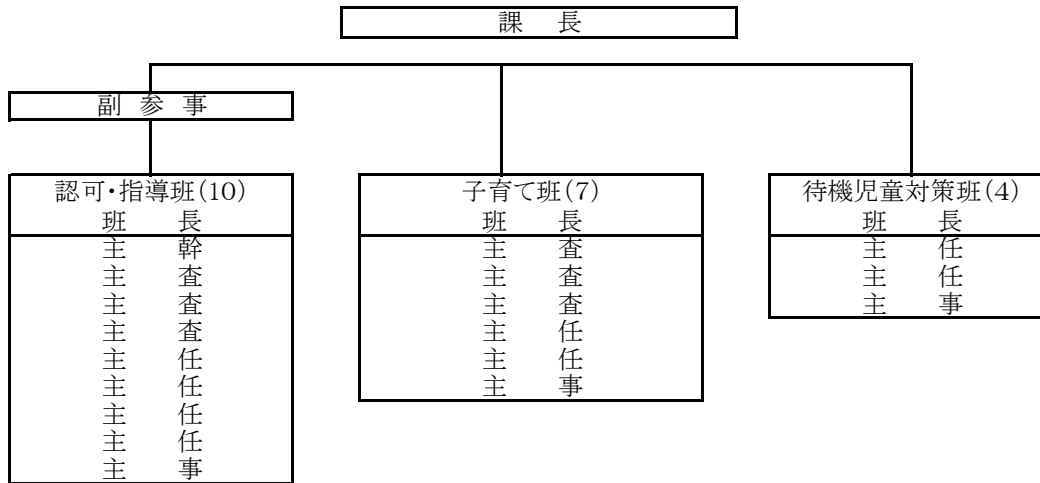


# 1 子育て支援課の業務概要

## (1) 組織図

機関名: 子育て支援課

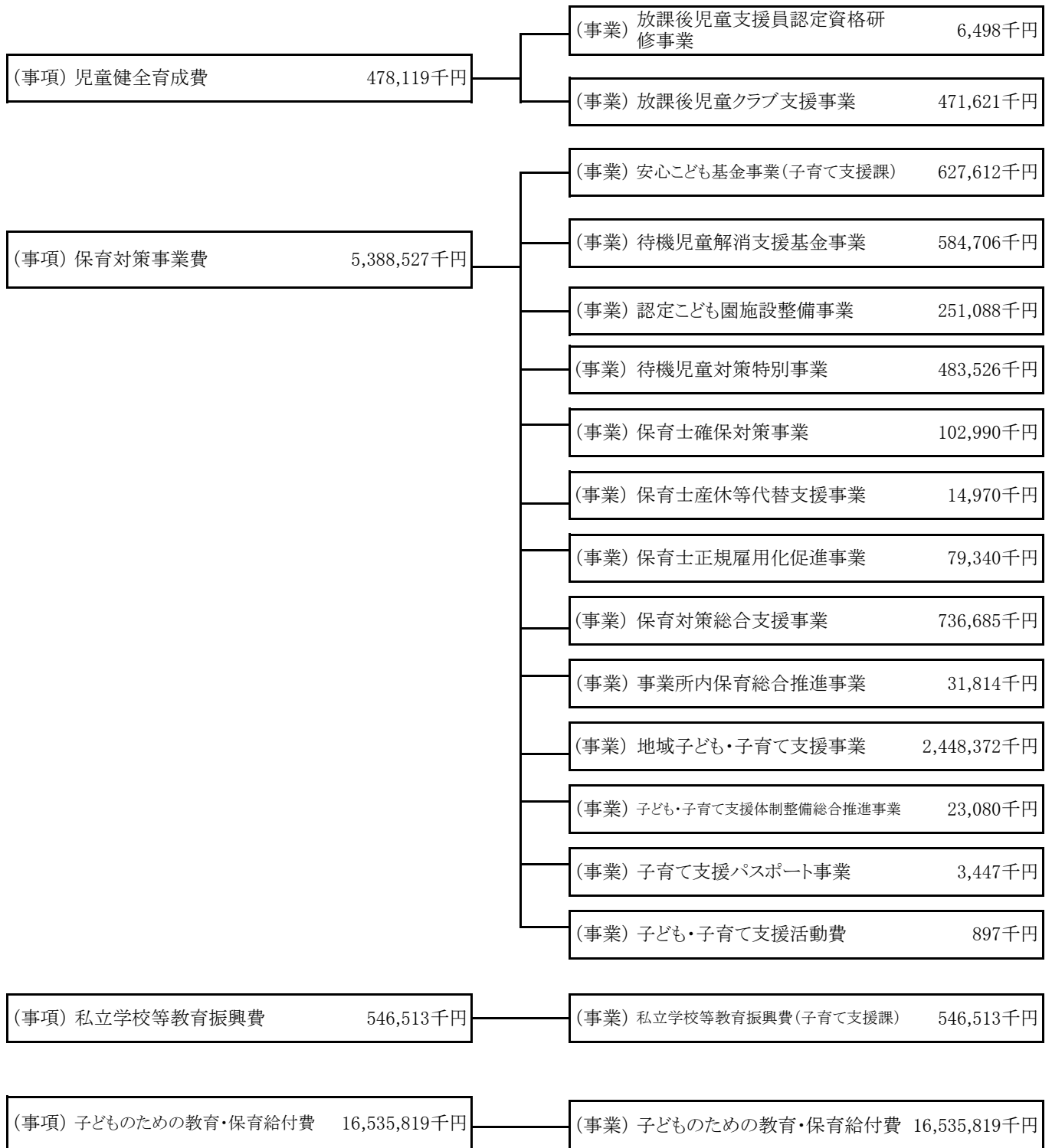


職員数	一般職員	23名
	再任用職員	0名
小計		23名
非常勤(補助)		6名
非常勤(指導員)		5名

## (2) 事務分掌

班名等	分掌事務	班名等	分掌事務
子育て班	(1) 課の総括に関する事。 (2) 少子化対策(他課所掌を除く)に関する事。 (3) 次世代育成支援(他課所掌を除く)に関する事。 (4) 子ども・子育て会議に関する事。 (5) 子ども・子育て新制度の総括(地域型保育、保育認定等の市町村支援含む。)に関する事。(他の分掌を除く。) (6) 施設型給付費等(へき地保育所、私立幼稚園含む)に係る給付事務、処遇改善等加算承認事務等に関する事。 (7) 施設等利用給付(幼児教育・保育無償化)に関する事。 (8) 地域子ども・子育て支援事業に関する事。 (9) 放課後児童クラブに関する事。 (10) 児童厚生施設(児童館、児童遊園)に関する事。 (11) 保育関係団体に関する事。 (12) 社会福祉施設職員退職手当共済法に関する事。 (13) その他、子育て支援に関する事。	待機児童対策班	(1) 待機児童対策(他班所掌を除く)に関する事。 (2) 安心子ども基金(他課・他班の所掌を除く)に関する事。 (3) 保育所等の整備計画及び整備等に関する事。 (4) 保育士の確保に関する事。 (5) 保育士登録・試験等に関する事。 (6) 子ども・子育て新制度(保育士確保関連)に関する事。 (7) その他、子育て支援に関する事。
認可指導班	(1) 社会福祉法人認可・指導監督に関する事。 (2) 保育所の設置認可(認定こども園含む)に関する事。 (3) 市保育行政、認可保育所及び社会福祉法人(他課所掌を除く)の一般指導監査及び特別指導監査に関する事。 (4) 認可外保育施設に関する事。 (5) 待機児童対策に関する事(他班所掌を除く)。 (6) 待機児童対策特別事業指導員(認可外立入調査員)に関する事。 (7) 認可外保育施設の研修に関する事。 (8) 認可外保育施設関係団体に関する事。 (9) 私立幼稚園業務に関する事。 (10) その他、保育の質の向上に関する事(他班所掌を除く)。		

(3) 主要事業の体系図



## 2 児童の福祉(保育対策と子育て支援)

基本的な人格の形成期にある乳幼児は、その家庭において保護者のもとで保育されることが望ましいが、保護者の労働や疾病等なんらかの理由により家庭において十分保育できない場合、これらの児童を保護者に代わって保育し、心身の健全な育成を図る必要がある。

また、近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童と家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。

そうした子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、地域の実情に応じた子育て支援を充実させるため、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を量と質の両面から拡充し、社会全体で子育てを支えることとされた。

### (1) 保育対策

#### ①現状

復帰時の保育所は、94カ所であったが、令和2年4月1日現在における保育所等の数は829カ所(定員63,864人)となっている。

表6-1 施設数、定員及び初日入所人員(各年度4月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
施設数(箇所)	433	514	622	741	805	829
保育所	411	420	465	480	474	455
認定こども園	5	20	37	79	130	156
地域型保育事業	17	74	120	169	188	205
特例保育				13	13	13
認可定員(人)	39,017	43,395	50,257	56,123	60,375	63,864
保育所	38,143	40,197	44,437	45,612	44,792	43,074
認定こども園	526	1,649	3,543	7,065	11,935	16,568
地域型保育事業	348	1,549	2,277	3,030	3,443	3,787
特例保育				416	205	435
初日入所児童数(人)	41,439	44,766	49,099	53,965	57,418	59,016
保育所	40,589	41,976	43,939	44,526	42,957	41,273
認定こども園	622	1,671	3,385	6,578	11,261	14,267
地域型保育事業	228	1,119	1,775	2,645	2,976	3,255
特例保育				216	224	221

※平成30年度より特例保育が含まれることとなった。

ア 保育所とは、就労や疾病等により家庭において十分保育することができず、保育を必要とする児童について、保護者に代わって保育を行うことを目的とする児童福祉施設である。

イ 認定こども園とは、0歳から就学前の子どもを対象とし、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設である。①幼保連携型（幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設）②幼稚園型（認可幼稚園に保育所機能追加）③保育所型（認可保育所に幼稚園機能追加）④地方裁量型（幼・保とも無認可の施設）の四つの類型がある。

ウ 地域型保育事業とは、保育所より少人数の単位で0歳から2歳の子どもを保育する事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業）。

エ 特例保育とは、保育の確保が著しく困難な離島・その他地域で実施されている保育（へき地保育）。

## ② 待機児童対策

沖縄県は、全国と比べて保育所待機児童数が多いことから、引き続き保育所整備、認可外保育施設の認可化促進、保育士の確保等により、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。

**表6-2 待機児童数調査(各年度4月1日現在)**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
利用児童数(人)	41,439	44,766	49,099	53,965	57,418	59,016
待機児童数(人)	2,591	2,536	2,247	1,870	1,702	1,365

### ア 施設整備

#### a 安心こども基金事業

国の経済対策として平成20年度から平成28年度に配分された子育て支援臨時特例交付金を原資とする安心こども基金により、安心して子どもを育てることができる体制の整備を目的として、待機児童の解消のための保育所の創設や老朽改築による保育所環境整備、賃貸物件による保育所整備などを実施している。

#### b 認定こども園施設整備事業

幼稚園と保育所双方の機能を併せ持つ認定こども園の設置を促進することにより、子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進するため、市町村が実施する認定こども園の施設整備事業へ補助している。

#### c 待機児童解消支援基金事業

待機児童の解消のために市町村が実施する独自の保育士確保方策や非常勤職員の雇用による組織執行体制の強化などの事業や保育所等整備に係る市町村負担額の一部へ交付金を交付し、待機児童解消に向けて取り組む市町村を支援している。

#### d 待機児童対策特別事業

認可外保育施設の認可化促進による待機児童の解消及び同施設の質の向上を図るため、施設改善、児童の処遇向上等の支援を行う市町村へ補助等を行う。

- ・認可化移行支援事業（運営費）

- ・認可化移行支援事業（施設改善費）
- ・新すこやか保育事業
- ・認可外保育施設研修事業
- ・指導監督基準達成・継続支援事業
- ・保育士特別配置等支援事業

e 事業所内保育総合推進事業

待機児童の解消と働きやすい環境の整備のため、地域型保育事業の認可を受ける施設に対する施設整備の補助を実施することで、既存施設の認可化及び新規設置を促進する。

f 保育対策総合支援事業

「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育士確保対策等の実施、認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策の実施に必要な経費の一部を補助し、待機児童解消のための取組を支援する。

イ 保育士の養成確保

保育所等児童福祉施設の保育士の確保については、県内に5カ所の指定保育士養成施設がある。

保育士の養成確保に関する状況は次のとおりである。

**表6-3 保育士養成所設置状況(令和2年4月1日現在)**

養成所名	設置主体	学生定員
沖縄女子短期大学	学校法人 嘉数女子学園	375人
沖縄キリスト教短期大学	学校法人 沖縄キリスト教学院	200人
ソーシャルワーク専門学校	学校法人 大庭学園	140人
沖縄福祉保育専門学校	学校法人 大庭学園	160人
沖縄こども専門学校	学校法人 三幸学園	192人

※学生定員は1学年・2学年の合計数

**表6-4 保育士試験合格者状況(各年度末現在)**

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
受験者数(人)	715	1,414	1,562	1,956	2,116	2,283
全科目合格者	239	368	335	419	365	544
合格率(%)	33.4	26.0	21.4	21.4	17.2	23.8

※平成27年度は、地域限定保育士を含む

<保育士資格登録事業>

この事業は、平成15年11月29日施行の改正児童福祉法に基づき、平成15年度から開始された事業で、保育士資格が詐称され、その社会的信用が損なわれている実態に対処する必要があること、地域の子育ての中核を担う専門職として保育士の重要性が高まっていること等に対応す

るため、保育士として就業している（又は保育士として就業を予定している）保育士資格所有者に対し、都道府県知事への資格の登録を義務づけるものである。指定保育士養成施設卒業者は、登録申請時点の住所地の都道府県知事へ、保育士試験合格者は、試験合格地の都道府県知事へ、登録を行うこととなっている。

**表6-5 保育士資格登録件数**

年 度	平成15年度～25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	計
件 数	18,801	975	1,063	1,114	1,181	1,116	1,188	25,438

a 保育士確保対策事業

待機児童解消に必要な保育士を確保するために、市町村等が実施する取り組みを支援し、保育士の新規確保、離職防止を図る。

b 保育士正規雇用化促進事業

保育士の正規雇用化や新規正規雇用により保育士正規雇用率の向上を図る認可保育所等に対して補助することにより、正規雇用化を促進し、保育士の処遇向上及び定着促進を図る。

c 保育士産休等代替職員配置支援事業

認可保育所の保育士が出産又は傷病のため、長期にわたって休暇を必要とする場合に、臨時的に代替職員を配置し、保育士の母体の保護等に努め、保育士の処遇を改善することにより、保育士の確保及び定着促進を図る。

ウ 認可外保育施設

認可外保育施設とは、児童福祉法第39条（保育所）に規定する業務を行うことを目的とする施設等であって都道府県知事等の認可を受けていないものである。

令和2年4月1日現在、認可外保育施設（届出施設）は390施設、入所児童数は8,993人となっている。

本県では、認可外保育施設への支援として「保育所入所待機児童対策事業」や「新すこやか保育事業」を実施してきたところであるが、平成24年度からは沖縄振興特別推進交付金を活用した「待機児童対策特別事業」として、これら二つの事業を統合し、待機児童の解消と認可外保育施設の質の向上に一体的に取り組んでいるところである。

これらの認可外保育施設に対しては、「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、児童の安全確保等の面から改善指導を行っている。認可外保育施設の年度別設置状況は次のとおりである。

**表6-6 認可外保育施設(届出施設)の状況(各年度4月1日現在)**

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度
施設数(箇所)	436	428	390	343	306	359	390
入所児童数(人)	16,963	16,323	14,404	11,724	9,016	9,313	8,993

(※平成31年度から、届出義務化となった事業所内保育施設を含む。)

## (2) 多様な子育て支援

### ①地域子ども・子育て支援事業

#### ア 地域子育て支援拠点事業

核家族化の進行や地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。

表6-7 地域子育て支援拠点事業実施状況(各年度末現在)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
市町村数	27	27	27	27	26
箇所数	92	92	96	93	94

#### イ 病児保育事業

病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図ることを目的とする事業である。

表6-8 病児保育事業実施状況

区分 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市町村数	14	14	15	15	15
箇所数	19	19	21	22	23
市町村	那覇市・宜野湾市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・宮古島市・南城市・北谷町・中城村・西原町・南風原町・八重瀬町	那覇市・宜野湾市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・宮古島市・南城市・北谷町・中城村・西原町・南風原町・八重瀬町	那覇市・宜野湾市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・宮古島市・南城市・恩納村・北谷町・中城村・西原町・南風原町・八重瀬町	那覇市・宜野湾市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・宮古島市・南城市・恩納村・北谷町・中城村・西原町・南風原町・八重瀬町	那覇市・宜野湾市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・恩納村・北谷町・中城村・西原町・南風原町・八重瀬町

ウ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。

令和元年5月1日現在、501クラブで実施している。

表6-9 放課後児童健全育成事業の実施状況

区分 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市町村数	25	25	27	27	27
クラブ数	329	373	403	452	501

エ 児童厚生施設

〈児童館〉

児童館は、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉法に基づく児童厚生施設である。令和元年度末で19市町村に75館が整備されている。

児童館の機能・役割として、遊び及び生活を通した子どもの発達の増進に加え、子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見・対応等があり、児童館に配置される児童厚生員は、子どもの遊びの援助のほか、発達や家庭環境などの面で援助が必要な子どもへの支援、子育てに関する相談対応等を担っている。

表6-10 児童館整備状況

年度	昭和52～平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
施設数	70	2	0	1	2	0
市町村	那覇市(10) 宜野湾市(5) 石垣市(1) 浦添市(11) 名護市(1) 糸満市(2) 沖縄市(2) 豊見城市(2) うるま市(6) 宮古島市(5) 南城市(7) 北谷町(3) 北中城村(2) 中城村(1) 西原町(3) 与那原町(2) 南風原町(4) 八重瀬町(3)	読谷村 宮古島市		宜野湾市	沖縄市 西原町	

注) 南大東村に児童館(施設)はあるが、児童厚生員等の常駐なし。